

貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令（案）等に関する意見公募手続の結果
について

令和6年10月30日

経済産業省

貿易経済安全保障局

経済安全保障政策課技術調査室

貿易管理部安全保障貿易管理課

「貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令（案）等に対する意見募集」について、令和6年9月6日から同年10月5日まで意見公募手続を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。

※行政手続法第四十三条第二項の規定に基づき、提出意見は整理又は要約しています。

	提出意見	提出意見を考慮した結果
1	<p>以下、意見するとともに、今回の案を取り下げ、再検討した上で必要ならば法改正すべき。</p> <p>1. 政策目的が不明確で、民間企業に不確実性をもたらす規制の導入は避けるべき 既に許可対象となっている技術移転との位置づけの違いが不明確で、民間企業に不確実性をもたらす。事後報告又は事前届出とすべき。外為法のスキームを用いて事業者にグリップを利かせ、業所管課の権力を復興することが狙い。法律の目的と考え方に沿い、リスト規制を中心に実施すべき。</p> <p>2. 今回の省令改正は、法律及び政令の授權を超えており違法 外為法55条の8及び外為令18条の8は、広く一般を対象に、一律に報告義務を課すことを想定していない。広く一般に報告義務を課すのであれば、法律にその旨の規定があるか、少なくとも法律の明確な授權や、授權に基づく政令の規定が必要ではないか。</p> <p>3. 告示を使う場合を広く一般に義務を課する場合に限定すべき そもそも、今回の省令改正は全て実施すべきではないが、広く一般に義務を課する場合は、省令10条4項又は5項におい</p>	<p>今回の措置は、産業構造審議会安全保障小委員会での議論及び中間報告（令和6年4月24日）を踏まえたものであり、軍事技術と民生技術の垣根が消失する中で、時間的経過とともに主体や用途が変化し、当初は想定できないような軍事転用に繋がる懸念に対応することが目的です。そのため、現行外為法に基づく省令を改正し、キャッチオール規定に基づくインフォームの可否を判断するため必要な事前報告をお願いするものです。ご指摘の、業所管課の権力の復興の趣旨が明らかではありませんが、本措置も通じて、産業界との連携・協力を今まで以上に強化し、官民対話の下で、技術流出対策を強化していきたいと考えております。</p> <p>今回の措置は、キャッチオール規定を運用するに当たり、必要な情報を収集するものであり、法の目的の範囲内で実施するものと考えております。</p> <p>事前報告の対象は、該当する設計又は製造に係る技術であることを告示上、明記しております。学术界の共同研究の定義が明確ではありませんが、設計又は製造に係る技術を提供しない共同研究は対象とはなりません。なお、主体が学术界であるかとは無</p>

	<p>て、(現行の省令第10条4項の規定を何らかの形で維持した上で)「広く一般に義務を課する場合」に限定し、告示により行う旨規定する必要がある。</p> <p>4. 今回の告示案の規定では報告対象が不明確</p> <p>どのような技術移転が報告の対象なのか不明確。告示案第1号の「その他の事業活動」は非常に範囲が広い。一方で、「専ら検査、試験又は品質保証を可能とする重要管理対象技術の提供」はとても狭い。現在の告示案では、例えば、学术界の共同研究は報告対象になり得る。</p> <p>「省令第九条第二項第七号ロ又はニに規定するおそれが少ないことが明らかなものについては、この限りでない。」については、経産省からインフォームされるおそれが少ないか否かを報告者に判断させるのは不可能。「少ない」という点も極めて曖昧。あまりに構成要件が不明確。</p>	<p>関係ですが、いわゆる公知・基礎研究については報告の対象外であることを明確化するための告示案の修正を行いました。「おそれが少ないことが明らかなもの」については、あらゆるケースを一概に整理することは難しく、個別にご相談いただきたいと考えております。その中で、一般化できる事例があれば、今後、Q&A等により、周知してまいります。</p>
2	<p>1. 今回の意見募集の内容は事業者(企業)を対象としていると考えるが、省令案では、大学や研究機関も対象とされているように見え、これら機関が適用外であることを明示してほしい。</p> <p>2. 親会社の子会社に対し、輸出業務に関する指導を行うことがあるが、子会社が経済産業省に対して行う事前報告やその後の官民対話の内容等を共有することは可能か。可能であれば、その旨を条文上明確にしてほしい。</p>	<p>1. 企業であるか大学・研究機関であるかなど、主体の類型に関わらず、どのような技術提供を行うかにより判断するものであり、これは通常の外為法の運用と同様です。ただし、いわゆる公知・基礎研究等を例外とすることを明確化するための告示案の修正を行いました。</p> <p>2. 本制度の事前報告の対象となるのは、告示で掲げる各技術のうち、設計又は製造の技術に係る情報であり、事前報告や官民対話の内容とは直接関係しません。</p>
3	<p>工作機械本体は移設検知等で納入先から先の抑制もできるが、図面・技術等の客先または客先以降の管理は大変難しい。また契約を交わす前に報告書を提出する必要がありそうで、取引が不可能と思われる。今後の情報を注視していきたい。</p>	<p>図面・技術等が適切に管理されない場合、第三者に技術が流出し、軍事利用等されるおそれがあると考えております。官民対話を通じ、事業者がどのような技術流出対策を講じるかを検討し、懸念が払拭されれば、従来通り技術移転が可能となります。</p>

<p>4</p>	<p>1. 事前報告は、契約の署名前に行う必要があり、契約の発行前ではないとの理解で良いか。</p> <p>2. 技術提供の契約には、大枠を定めるものや、個別の技術提供に係るものなど様々だが、告示案の「当該取引に係る契約」とは個別契約を指すという理解でよいか。</p> <p>3. 悪意を持った者であれば、事前報告直後に契約を締結・履行することも可能であり、経産省からの協議・インフォームの機会が失われることにならないか。事業者が、協議完了前に取引を実施すること自体を否定するものではないと理解してよいか。</p> <p>4. 事前報告対象から、公知例外など貿易外省令9条2項各号に定める例外に該当する場合を除外すべきではないか。</p> <p>5. 経産省は「その技術を提供した後にその技術の提供を受けた者がその技術を内容とする情報を適切に管理しない場合において生ずる当該おそれ」がないことを証する書面を報告者に対して提供するか。提供しない場合、報告者はどのようにして認識するのか。</p> <p>6. 各告示対象技術についてどのように核兵器等の開発等のために利用されるおそれがあるのか説明されたい。</p>	<p>1. ご指摘のとおり、契約の署名前を想定しています。</p> <p>2. 契約の種類やその内容は様々と考えられるため、一概に回答することは困難ですが、報告対象となる技術提供を決定する内容を規定する契約を想定しています。</p> <p>3. 官民対話が十分に実施されない状況で技術移転が進められる場合は、技術流出の懸念が払拭されないため、速やかにインフォームを行う場合があると考えています。ご指摘のように、悪意を持って、官民対話の完了前に契約に署名し、取引を実施する懸念は否定されませんが、実際の技術移転は、瞬間的に完了するものではなく、一定の時間的経過の中で継続的に行われる場合が多いと考えており、先ずは、事前報告の後に速やかにインフォームを行うことで、技術移転の完了を防止することができると考えております。他方、ご指摘のような事例が実際に生じる場合には、制度の改正も検討したいと考えております。</p> <p>4. ご指摘を踏まえ、事前報告の対象においても公知例外等が適用されることを明確化するための告示案の修正を行いました。</p> <p>5. 官民対話により技術流出対策を検討してもなお、当該おそれがあると判断した場合はインフォームを行うこととなりますが、インフォームを行う必要が無いと判断した場合に、現時点で、何らかの通知を行うことは想定しておりません。ただし、官民対話を行うことを前提としているため、経済産業省の認識は、実質的に事業者側にも共有されることとなると考えております。</p> <p>6. 一般論として、軍事技術と民生技術の垣根が消失する中で、あらゆる技術がデュアルユース性を有しており、何らかの軍事利用のおそれがあることは否定できません。その上で、今回告示する技術について</p>
----------	---	--

		<p>は、一例として、電子部品関連技術については兵器や軍事用通信システム等の部品として用いられるおそれ、繊維関連技術については戦闘機やミサイルの構造部材として用いられるおそれ、半導体関連技術については兵器や軍事用通信システム等に必要な半導体の製造に用いられるおそれ、電子顕微鏡関連技術については兵器や軍事用通信システム等に必要な半導体製造プロセス（検査等）に用いられるおそれ等があると考えております。</p>
5	<p>事前報告を行う運用に違和感はないが、契約の締結自体は法の適用を受ける取引ではないため、法令（外為法第55条の8、外為令第18条の8）の改正が必要ではないか。</p>	<p>今回の措置は、キャッチオール規定を運用するに当たり、必要な情報を収集するものであり、法の目的の範囲内で実施するものと考えております。なお、報告いただくのは契約行為そのものという趣旨ではなく、その契約により行われる予定の技術の提供の内容となります。</p>
6	<p>重要管理対象技術の告示の品目に関しては、16項であり、関稅定率法のHSコード6桁で含まれる番号を示していただきたい。</p> <p>例えば</p> <p>（一） 積層セラミックコンデンサの設計又は製造に係る技術</p> <p>以下の関稅定率法に含まれる貨物に係る技術</p> <p>「8532.24 セラミックコンデンサー（多層のものに限る。）」</p>	<p>リスト規制等においても、個別具体的にHSコードを示すことはしておらず、今回の対象技術についても現時点では予定していません。なお、制度全般に関し、運用明確化を図る観点から、今後Q&A等の充実にも努めてまいります。</p>
7	<p>改正案の実効性に疑問があるため、輸出入をライセンス制にしたり、輸出入ともに検査を強化したりすべきではないか。</p>	<p>今回の措置とは直接関係しませんが、頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
8	<p>1. 官民対話について、対話の蓄積を元に新たな法案を作成することを想定しているか。</p>	<p>1. 現時点で具体的に新たな法案の作成を検討しているものではありませんが、今回の措置の運用から得られる情報を含め、政策課題を不断に収集し、必要があれば適時の制度改正を検討してまいります。</p>

	<p>2. 制度開始後も、産業界との調整や個別技術の調査・分析を進め、対象技術を適時に追加されていく予定とのことだが、追加する度にパブコメをする予定か。</p>	<p>2. 対象技術を追加するための告示改正を行う場合には、行政手続法に沿って適切に対応してまいります。</p>
9	<p>告示案の「外国法人への出資，製造委託その他の事業活動に伴い」の規定では実質的に全ての事業活動が報告対象になるものと解釈できる。「外国法人への出資，外国法人での設計または製造を目的とした事業活動に伴い」と規定していただくなど、設計、製造を意図した取引を報告対象とする旨を明確にしてほしい。</p>	<p>事前報告の対象となる技術は、「設計又は製造に係る技術」としております。告示では「おそれが少ないことが明らかなもの」については報告の対象外としておりますが、ビジネス上の取引の形態は様々であり、一概に規定することは難しいため、個別にご相談いただきたいと考えております。その中で、一般化できる事例があれば、今後、Q&A等により、周知してまいります。</p>
10	<p>官民対話の定着には時間がかかると思われる。所管原課から特定10分野コア企業へのアウトリーチを行う等、積極的な働きかけをお願いしたい。また、インフォームを行った事実につき、個別事案名は伏せるにしても、実績統計に関する情報公開の検討をお願いしたい。</p>	<p>施行後の制度の運用に当たり、頂いたご意見を参考とさせていただきます。</p>
11	<p>所管原課からも、管下の企業に対する本スキームの通知、業界への周知、経済界での認知の浸透の活動を執り行って頂きたい。</p>	<p>施行後の制度の運用に当たり、頂いたご意見を参考とさせていただきます。</p>
12	<p>外為法第55条の8は、その他の条文で規定される報告対象取引以外の取引については、法律の目的を達成するため必要な限度においてのみ主務大臣が報告義務を課すことを認めた規定であり、個別の通知によらずして一般的かつ経常的に報告を求める規定を法改正によらずして導入する以上、その運用は抑制的であるべきであり、告示の制定文において、法第何条の規定を施行するために必要であるのかの宣言を行うべきである。</p>	<p>今回の措置は、キャッチオール規定を運用するに当たり、必要な情報を収集するために、法の目的の範囲内で実施するものと考えており、改正省令案第10条第3項に基づき報告を求めるものであることを告示上明示しています。</p>
13	<p>外国為替及び外国貿易法第55条の8は、個別の通知や、通知対象者の所在を特定できない場合の告示による代替によらずして他の条文と同等の一般的な報告義務を新設することを認める趣旨の条文なのか。法の</p>	<p>今回の措置は、キャッチオール規定を運用するに当たり、必要な情報を収集するものであり、法の目的の範囲内で実施するものと考えております。</p>

	<p>意図せざる改正、授権の範囲外の改正になっていないか。</p>	
<p>1 4</p>	<p>1. 報告の手續に関し、報告すべき場所・通数等を告示等で示すことを経済産業大臣に義務付ける規定を加えていただきたい。</p> <p>2. 対象範囲の不明確な告示を防止する観点から、改正後の省令案第10条第3項において対象者を明らかにすべき旨の規定を挿入していただきたい。</p> <p>3. 告示案について、報告後の内容変更・中止を想定した手続規定が必要ではないか。</p> <p>4. 告示案について、「外国為替管理令」との名称が用いられているが、昭和五十五年政令第二百六十号の題名は既に「外国為替令」に改められており誤りである。</p> <p>5. 告示案について、「外国法人への出資、製造委託その他の活動に伴い、重要管理技術を外国において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者又は非居住者若しくは重要管理技術を外国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者」に報告義務を課す予定とされている。この規定について、 ①「外国の非居住者に居住者が重要管理技術を提供しようとする場合」は、その全てが当然に「居住者が重要管理技術を外国に</p>	<p>1. 報告の手續については、専用のメールアドレスを設けることを想定しておりますが、具体的な方法は、施行前に当省 HP 等において周知させていただきます。</p> <p>2. 今回の措置は、対象となる蓋然性のある事業者を必ずしも特定することができず、また、公平性と確実性の観点から、告示において対象技術を明らかにした上で、事前報告を求めることとしております。他方、従来から実施されている、例えば特定の事業者には法令違反の懸念がある場合等に行う報告徴収は、従来通り個別に通知することが原則と考えております。</p> <p>3. 事業者と経済産業省の間で技術流出対策について検討する官民対話を行うことを前提としており、仮にその後の内容の変更や中止が生じた際には、対話の中で確認を取る予定です。事前報告は、官民対話を行っていく上での端緒情報の意味合いが強くなり、そのため、事業者負担も考慮し、必要最小限の報告内容となる様式を設定しております。</p> <p>4. ご指摘を踏まえ、告示案を修正しました。</p> <p>5. ①重要管理対象技術を「外国において提供することを目的とする取引」は、取引の当事者の属性（居住者であるか非居住者であるか）にかかわらず、取引の相手方が技術情報を受領する場所が外国であるものを指し、「外国の非居住者に提供することを目的とする取引」は、技術情報が受領される場所がいずれかにかかわらず居住者が外国の非居住者に技術を提供することを目的とするものを指します。</p>

	<p>において提供する場合」に包含されるのではないか。</p> <p>②報告を求められる「取引」の範囲が不明確であり、明確化いただきたい。</p> <p>③企業は外国為替及び外国貿易法第55条の3第1項第6号等に基づき、外国法人への出資に際して対外直接投資に係る証券の取得等に関する取引については日本銀行及び財務大臣に報告するよう既に義務付けられているが、外国法人への出資行為が本告示上の報告対象取引に含まれるのか。</p>	<p>②事前報告の対象は、該当する設計又は製造に係る技術であることを告示上、明記しております。なお、おそれが少ないことが明らかなものについては、あらゆるケースを一概に整理することは難しく、個別にご相談いただきたいと考えております。その中で、一般化できる事例があれば、今後、Q&A等により、周知してまいります。</p> <p>③本告示における報告対象は、重要管理対象技術を提供する取引であり、外国法人への出資行為そのものを報告対象とはしていません。</p>
15	<p>1. 告示案第1号の「外国法人」とは、「外国法令に基づいて設立された法人」ということでよいか。</p> <p>2. 告示案第1号の事前報告と共同研究での技術提供の関係について、共同研究の過程で、相手方に重要管理対象技術を提供し、あるいは相手方から重要管理対象技術の提供を受けて、重要管理対象技術自体の開発、改良、高度化等を共同で行うような場合には、その共同研究が「他国での製造」を目的としていない場合であっても、「製品開発を可能とするような技術移転」として事前報告対象になるのか。</p> <p>3. 告示案1号で、「重要管理対象技術を外国（輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第三に掲げる地域以外の外国をいう。以下この号において同じ。）において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者又は非居住者若しくは重要管理対象技術を外国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者は、…」とあるが、外為法第25条1項の記載に合わせて「又は」は「若しくは」に、「若しくは」は「又は」にすることが適切ではないか。</p>	<p>1. ご指摘の通りです。</p> <p>2. 共同研究の定義が明確ではないため、一概に規定することは困難ですが、一般論として、設計又は製造に係る技術を提供しない共同研究は対象とはなりません。ただし、他国での製品の設計又は製造を可能とする重要管理対象技術を相手方に提供する取引を行う場合には、事前報告の対象となります。なお、おそれが少ないことが明らかなものについては、あらゆるケースを一概に整理することは難しく、個別にご相談いただきたいと考えております。その中で、一般化できる事例があれば、今後、Q&A等により、周知してまいります。</p> <p>3. ご指摘を踏まえ、告示案を修正しました。</p>

	<p>4. 告示案1号の「外国の非居住者」について、外国に住所又は居所を有する自然人及び外国に主たる事務所を有する法人の両方を指すと理解してよいか。</p> <p>5. 「概要資料」に、「取引の行為類型」として「※直接的な技術指導を伴わないライセンス供与は対象外とする。」とあるが、かかる取引を事前報告の対象外とすることは、告示案のどこで読めるのか。告示案第1号の「その他これに類する取引であって、貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号ロ又はニに規定するおそれが少ないことが明らかなもの」に当たるという解釈でよいか。</p> <p>6. 事前報告制度が新設されることに伴って、輸出管理内部規程を変更する必要があるのか。</p> <p>7. 「概要資料」に、「これら以外にも対象技術の候補は存在。制度開始後も、産業界との調整や個別技術の調査・分析を進め、対象技術を適時に追加していく。」とあるところ、対象技術の追加の検討に際しては、技術分野に応じて、研究機関における技術の保有状況や利用状況等も考慮に入れて頂きたい。</p>	<p>4. ご指摘の通りです。</p> <p>5. ご指摘を明確化するため、貿易外省令9条2項各号（7号を除く）を対象外とする告示案の修正を行いました。実施のためのノウハウ等の提供を伴わない単なる特許ライセンスの供与は、いわゆる公知情報の提供にあたるため、報告対象外となります。</p> <p>6. 本措置の導入に伴い、既存の輸出管理内部規程（CP）の変更を要請することは想定しておりませんが、本措置に係る報告が遵守されるよう適切な対応をお願いします。</p> <p>7. 頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
16	<p>学会発表用の原稿、展示会での配布資料、雑誌への投稿、などの当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする技術提供取引は、貿易外省令第9条2項により、許可を必要としないと理解しているが、</p> <p>1. 貿易外省令第9条2項と今回の対話スキームは、貿易外省令第9条2項を優先すると理解していいのか。</p> <p>2. この度の改正告示で特定管理対象技術と定義されているプリカーサーから出来るリスト規制の製品の製品性能を検査や試験し、学会発表用の原稿、展示会の配布資</p>	<p>貿易外省令9条2項9号のいわゆる公知例外については、本措置においても事前報告の対象外です。当該趣旨を明確にするため、告示案の修正を行いました。</p>

	<p>料、雑誌投稿、など不特定多数が入手や閲覧可能とする目的は、今回の対話スキームの対象となるのか。</p> <p>3. この度の改正告示で特定管理対象技術と定義されているプリカーサーの性能を検査や試験し、学会発表用の原稿、展示会の配布資料、雑誌投稿、など不特定多数が入手や閲覧可能とする目的は、今回の対話スキームの対象となるのか。</p>	
1 7	<p>1. 台湾と日本は、半導体製造において現在協調関係にあり、今後もこれを発展させていく必要があるため、告示案1号の「外国」から台湾を除外いただきたい。</p> <p>2. 輸出管理内部規程（CP）を作成し実施している企業は、現地子会社管理がなされていることより技術流出の懸念性が低い。親会社から現地子会社への製造移転は、定常的に行う技術移転であり当該取引前の所要手続きにより、企業活動への影響が懸念されるため、本制度における事前報告の対象外としていただきたい。</p>	<p>本措置は、現行のキャッチオール規定に基づきインフォームの可否を判断する上で必要な情報について事前報告を求めるものであり、特定の国や地域について異なる対応をすることは想定しておりません。</p> <p>また、輸出管理内部規程（CP）の作成・実施をもって直ちに技術流出による長期的な軍事転用懸念が必ずしも払拭される訳ではないため、一律に対象外とすることは想定しておりません。</p> <p>なお、告示において「おそれが少ないことが明らかなもの」について対象外としておりますが、あらゆるケースを一概に整理することは難しく、個別にご相談いただきたいと考えております。その中で、一般化できる事例があれば、今後、Q&A等により、周知してまいります。</p>
1 8	<p>1. 重要管理対象技術の範囲が具体的に明確になるようなガイドラインの設定を希望する。</p> <p>2. 重要管理対象技術の提供において、報告の対象となる取引の類型行為の範囲が具体的に明確になるようなガイドラインの設定を希望する。</p>	<p>運用に当たり、Q&A等によりできる限り明確化を図ってまいります。個別にもご相談いただきたいと考えております。</p>
1 9	<p>1. 技術は一度流出すると管理が困難であり、重要技術について官民連携により適切に管理が必要。新たな技術管理スキームは必須と考えており、徹底を期待。</p> <p>2. 対象技術の選定理由が定性的。将来の頻繁な追加・変更も企業活動の萎縮につながる懸念。丁寧な事前説明が行われるべ</p>	<p>産業構造審議会安全保障貿易管理小委員会の中間報告においても、官民の連携の重要性を指摘いただいております。制度改正、運用の様々な局面において、情報保全体制に留意しつつ、産業界に対する丁寧な説明、対話を行ってまいります。</p>

	<p>きで、日頃からの官民対話の積み重ねを期待。</p> <p>3. 情報保全体制の構築が不可欠であり、「セキュリティ・クリアランス」制度の活用の可能性も含め、本制度の運用開始直後から、丁寧な官民対話を期待。</p>	
20	<p>告示案1号で、「重要管理対象技術を外国（輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第三に掲げる地域以外の外国をいう。以下この号において同じ。）において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者又は非居住者若しくは重要管理対象技術を外国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者は、…」とあるが、外為法第25条1項の記載に合わせて「又は」は「若しくは」に、「若しくは」は「又は」にすることが適切ではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、告示案を修正しました。</p>
21	<p>1. 海外での技術流出懸念は国内以上に防止が困難であるため、抜けがないよう、「現地子会社・合弁会社での製造開始」、「増産、設備・装置の追加」を追加すべき。</p> <p>2. 積層セラミックコンデンサに関し、「検査、試験又は品質保証の設計に係る技術」、「製造装置の設計又は製造に関わる技術」も対象とすべき。</p> <p>3. 「その技術を提供した後にその技術の提供を受けた者がその技術を内容とする情報を適切に管理しない場合において生ずる当該おそれ」について、相手国の環境により管理が困難な場合もあるため、「管理しない又は管理が困難な場合」とすべき。</p> <p>4. 日本企業が、第三国の子会社やその他企業を通じて技術を提供するなどの抜け道がないように制度設計すべき。</p>	<p>1. ご指摘のようなケースを含め、重要管理対象技術である設計・製造技術を提供する行為が、事前報告の対象となります。</p> <p>2. 対象技術については、産業界とも対話しつつ、随時の見直しを図っていく予定です。ご指摘の点は、今後の検討の参考にさせていただきます。</p> <p>3. 技術管理の方法は様々であり、相手国・地域の環境にも合わせた方策を検討していくことが必要です。その上で、何らかの事情により適正な技術管理が実施できない状況なのであれば、結果として適正に管理しないこととなるため、現在の条文に包含されると考えております。</p> <p>4. 最終的な技術提供先がどこであるかを前提に制度を運用するため、第三国を経由することで、意図的に制度を回避することはできません。いずれにしても、その他のケースを含め、いわゆる「抜け道」が生じないよう、適切に運用するとともに、不適</p>

		切な事例が散見される状況であれば、随時の制度見直しを検討してまいります。
2 2	<p>1. セールス目的での図面等の説明やパートナー企業への製品技術の相談等、「設計又は製造に係る技術」の提供を目的とする取引に係る契約が存在しない場合も当該事前報告の対象となるか。</p> <p>2. 報告後30日間は、技術提供が禁止されているか。事前に経産省と対話し、了解を得ることで、インフォーム発出の判断までの判断期間を短縮することは可能か。当該期間を貿易外省令等に明示することは想定しているか。</p> <p>3. 「重要管理対象技術」とは、告示案第2号イ～ニに規定される技術のすべてを指すのではなく、そのうち、「当該技術を提供した後に、当該技術の提供を受けた者が当該技術の内容とする情報を適切に管理しない場合において、貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号ロ又はニに規定するおそれが生じる」もののみを指すとの理解でよいか。</p> <p>4. 告示案第1号に「おそれが少ないことが明らかなもの」とあるが、「輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドライン」を参考にして判断できるとの理解でよいか。</p> <p>5. 「積層セラミックコンデンサ」の定義を明確にしていきたい。</p> <p>6. 「弾性表面波フィルタ又はバルク弾性波フィルタ」の定義を明確にし、同時に、</p>	<p>1. 契約の種類や内容は様々であり、一概に回答することは困難ですが、技術提供が当事者間で合意される前に事前報告いただくことを想定しています。ご指摘の「セールス目的での図面等の説明」や「パートナー企業への製品技術の相談」の内容が明確ではないため、一概に回答することは困難ですが、告示された重要管理対象技術である設計・製造技術の提供を伴わないのであれば、報告は不要です。</p> <p>2. 「30日間」は運用の目安であり、省令等に規定するものではありません。技術提供の禁止期間が設けられているものではありませんが、技術流出の懸念が払拭できない場合、直ちにインフォームを実施する場合があります。逆に、早期の事前相談により技術流出の懸念が払拭されていけば、報告後速やかにインフォームを行わないといった判断をすることも可能となります。</p> <p>3. 「重要管理対象技術」は、告示案第2項各号に掲げられた技術全体です。</p> <p>4. 「おそれが少ないことが明らかな」取引については、個別にご相談いただきたいと思いますと考えております。その中で、一般化できる事例があれば、今後、Q&A等により、周知してまいります。</p> <p>5. 積層セラミックコンデンサは、セラミックを誘電体として、誘電体層と電極層を多層に重ねたコンデンサを意味します。</p> <p>6. 弾性表面波フィルタとバルク弾性波フィルタは、特定の周波数帯域の電気信号を</p>

	<p>それ以外の弾性波フィルタは対象外であるかも明確にしていきたい。</p> <p>7. 告示案にある用語について、解釈をまとめた資料は発行されるか。</p> <p>8. 告示案に記載ある品目の部分品の設計・製造に係る技術も対象となるのか。その場合、部分品であるかの判断はどのように行えばよいか。</p>	<p>取り出す素子を指し、それぞれ弾性表面波とバルク弾性波を利用します。</p> <p>7. 用語の解説等については、今後、Q&A等の充実を図ってまいります。悩むようなケースは、個別にもお問い合わせください。</p> <p>8. 本措置にて事前報告の対象とするのは、該当する設計又は製造に係る技術です。「設計」や「製造」の用語解釈については役務通達（外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を擁する技術を提供する取引又は行為について）をご参照ください。</p>
23	<p>1. 「外国法人への出資、製造委託その他の事業活動」について、「その他の事業活動」とは具体的に何か。法令への追記、又は、Q&A、ガイドライン等で明示して欲しい。</p> <p>2. 既に実施され、継続している契約についての事前報告は必要か。新規案件に限定すべき。</p> <p>3. 「省令第九条第二項第七号ロ又はニに規定するおそれが少ないことが明らかなもの」とは具体的に何か。法令への追記、又は、Q&A、ガイドライン等で具体的な事例を提示して欲しい。</p> <p>4. 対象地域が、輸出令別表第3の地域（グループA国）以外に限定されているが、グループA国を経由しての技術移転をどう考えるか。また、規制レベルのバランスのために、グループA国への働きかけを検討しているか。</p> <p>5. 報告書の提出期限、許可（インフォーム判断）に要す期間等の運用について、Q&Aやガイドライン等に明らかにして欲しい。ビジネスに著しい支障の無いように運用して欲しい。</p>	<p>1. 事前報告の対象は、重要管理対象技術である設計・製造技術を提供する行為となります。個別に不明な点があれば、お問い合わせいただき、可能な限り、Q&A等により周知してまいります。</p> <p>2. 本措置の施行前に行われた技術提供については遡及適用されません。既に海外工場で生産を行っているものの、新製品の図面を提供するなど、施行前に提供されていなかった新しい技術を提供する場合には、事前報告の対象となります。</p> <p>3. あらゆるケースを一概に整理することは難しく、個別にご相談いただきたいと考えております。その中で、一般化できる事例があれば、今後、Q&A等により、周知してまいります。</p> <p>4. 本措置は、キャッチオール規制の一部として実施するものであり、対象地域もこれと整合しています。関係国については、安全保障貿易管理制度について日常的にコミュニケーションをとっており、必要に応じて様々な議論を行ってまいります。</p> <p>5. 運用に当たっては、ご指摘のように、事業者のビジネスに著しい支障が生じないよう配慮するとともに、可能な限りQ&A等を充実してまいります。</p>

	<p>6. 告示案における「適切に管理しない場合」とはどのような場合か。</p> <p>7. 「重要管理対象技術」について明確な記述をお願いしたい。</p> <p>8. 「重要管理対象技術」について、今後、管理対象技術の増減がある場合、その判断基準と手順も明確にしてください。</p> <p>9. 報告書の記入例、記入のガイドラインを公表して頂きたい。</p>	<p>6. 適切な技術流出対策が講じられない場合を意味します。技術流出対策としては、例えば、コア技術を特定してアクセス制限を設けたり、資本比率を高めてガバナンスを徹底したりすると言ったことが考えられますが、事業実態に応じて一律に定めることはできないため、こういった点も含めて官民対話を通じて確認してまいります。</p> <p>7. 重要管理対象技術は、告示2項各号に掲げる通りですが、不明点があれば個別にご相談いただくとともに、Q&A等の充実も図ってまいります。</p> <p>8. 告示を改正する場合には、行政手続法に沿って適切に対応してまいります。</p> <p>9. 報告様式への記入例等については、施行前に当省HP等において周知することを検討します。</p>
24	<p>1. 「外国法人への出資、製造委託その他の事業活動」をできる限り明確にして欲しい。「製造事業」を通常行わない大学や、海外大学との共同研究は除外することを明確化して欲しい。どのような「共同研究」が対象か明確化して欲しい。</p> <p>2. 「特定重要技術」について、対象をHSコードで示すとともに、該非相談の窓口を開設して欲しい。貿易外省令9条2項9、10、11号を対象外とすることを明確化して欲しい。</p> <p>3. 運用に当たり、貿易外省令9条2項など新たな制限が課されないことを明確化して欲しい。また、重要管理対象技術毎に担</p>	<p>1. 報告の対象は、設計・製造に係る技術を提供する行為です。このような、設計又は製造に係る技術を提供しない共同研究は対象とはなりません。大学など主体の性格により除外することはありませんが、いわゆる公知・基礎研究については報告の対象外であることを明確化するための告示案の修正を行いました。</p> <p>2. いわゆるリスト規制等においても、個別具体的にHSコードを示すことはしておらず、今回の対象技術についても現時点では予定していません。専用の相談窓口を設置するかは、お問い合わせの状況も踏まえて検討してまいります。いずれにせよ、事業者の相談には丁寧に対応してまいります。貿易外省令9条2項各号の除外については、明確化するための告示案の修正を行いました。</p> <p>3. 貿易外省令9条2項各号が除外されることを明確化するための告示案の修正を行いました。事前報告の担当は貿易管理部に</p>

	<p>当課を明らかにして欲しい。告示による報告義務の範囲を限定かつ明確化し、機微なものは、通知を起点としてほしい。インフォーム要否の確認が30日を超える場合、報告者に対して必ず事前に連絡して欲しい。</p>	<p>なり、専用のメールアドレスを設ける予定です。また、官民対話は所管原課を窓口とする予定ですが、必要な情報提供を進めてまいります。告示により報告を求めるものは、現時点で本制度のみであり、それ以外は従来通りの通知による運用と考えております。インフォームの要否の判断は30日以内に行うことを原則としておりますが、仮に時間を要する場合には官民対話の中でお伝えしていくこととなります。</p>
25	<p>1. 官民対話にあたり、中堅・中小企業もグローバルサプライチェーンへ参画できるよう必要な情報提供・助言を積極的に行って欲しい。また、所管ごとに対応に差異が生じないように、貿易経済安保局を中心に適切な運用を図って欲しい。</p> <p>2. 対象技術は、産業界への負担や影響を考慮し、厳にリスクの高いものに絞り込むとともに、選定プロセスを明確化・透明化すべき。その中で、中堅・中小企業も含めて十分なヒアリングを行って欲しい。規制の必要性が低下、無くなった技術は除外するなど実効性のある制度運用を図られたい。</p> <p>3. 相談体制やQ&Aの整備などを含め、ベンチャーを含む中堅・中小企業に対し広く周知し、理解増進をして欲しい。その際、関係企業や対応を促したい団体等には、プッシュ型でも周知・説明いただきたい。</p>	<p>1. ご指摘の通り、本措置の有無に関わらず、中堅・中小企業との間で、技術流出対策をはじめとする諸課題について丁寧な対話、情報交換を実施していくことが重要であり、所管ごとに対応に差異が生じないようにのご指摘を含め、適切に対応してまいります。</p> <p>2. ご指摘の通り、対象は厳にリスクの高いものに絞り込む必要があり、中堅・中小企業も含め、丁寧に産業界と対話をしてまいります。また、対象技術からの除外を含め、施行後も随時見直しを図ってまいります。</p> <p>3. ご指摘の通り、中堅・中小企業を含め、制度の理解増進のために最大限取り組んでまいります。</p>
26	<p>企業として最終的な契約締結に向けてどのように準備体制を整えておくべきか。インフォームに該当するケースや報告書の記入例、文書準備の必要性等についても明確化いただきたい。また、産業界向けへの説明の機会も設けていただきたい。</p>	<p>Q&Aの整備、必要な情報のホームページ掲載、対象技術に関係する業界団体向け説明会などにより、事業者が円滑に判断、対応できるよう努めてまいります。</p>
27	<p>I. 貿易外省令 1. 貿易外省令第9条第2項第七号について</p>	<p>I. 1.</p>

<p>(1) 今回のインフォーム要件の部分の改正による客観要件への影響について</p> <p>①インフォーム要件に「その技術を提供した後にその技術の提供を受けた者がその技術を内容とする情報を適切に管理しない場合において生ずる当該おそれを含む。」が追加されたのは、時間的経過に伴う軍事転用懸念を表現したものか。</p> <p>②ロ、ハに限って「おそれを含む」の文言が追加されているが、現行の客観要件の範囲については影響を受けないという理解で良いか。</p> <p>③改正をロと二に限定しているのは、官民対話で懸念解消を図りつつ、払拭されない場合にはインフォームで許可申請を求める枠組みの一環であることによるものと理解して良いか。</p> <p>(2) 事前報告の対象となっていない技術の提供については、括弧書き内の「おそれ」を理由としてインフォームが発出されることはないとの理解で良いか。</p> <p>(3) 契約後のインフォームの可能性について</p> <p>①悪質でない事前報告漏れの場合には、契約後でもインフォームはなされないと理解して良いか。</p> <p>②悪質な事前報告漏れの場合には、契約後（提供前）でもインフォームがなされる可能性はあるか。</p> <p>(4) 改正省令内の「適切に管理しない場合において生ずるおそれ」を告示内での重要管理対象技術の根拠となる「おそれ」と紐付けることで、重要管理対象技術がインフォームの対象であることを明確化してほしい。</p>	<p>(1) ご指摘の通りです。産構審安全保障貿易管理小委員会の中間報告を踏まえ、時間的経過に伴う軍事転用懸念に対応するために許可申請を求める際は、インフォームを行うことが前提となります。</p> <p>(2) 及び(4) 事前報告の対象となっていない技術提供であっても、何らかの情報により経済産業省が当該技術提供の予定を認知し、そこに時間的経過に伴う軍事転用懸念が存在すると判断した場合に、許可申請を求める通知を行うことは否定しません。ただし、他の事業者との公平性も考慮して、慎重に判断する必要があると考えております。</p> <p>(3) 報告漏れの有無や、その悪質性に関わらず、時間的な経過に伴う軍事転用懸念のある技術提供が行われる場合には、許可申請を求める通知を行う場合があります。</p>
---	---

<p>II-1. 経済産業省告示第一号</p> <p>1. 告示一号の規定は、前半は地理的概念であり、後半は人的概念であり、「又は」と「若しくは」の接続詞を入れ替える必要がある。</p> <p>2.</p> <p>①「その他の事業活動」が、茫漠として、非常に範囲が広い。Q&A等で対象となる事例、対象とならない事例をできるだけ例示してほしい。</p> <p>②相手が専ら販売を業とする者は含まれないと思われるので、趣旨を明確にするため、これらの行為類型は「外国での製品開発や製造を可能とする」ということを規定上明記してほしい。</p> <p>3. 事前報告の対象となる行為類型について、各企業の解釈によって事前報告の対応が変わるような可能性がないように、具体的なケースの扱いをQ&A等で解説していただきたい。</p> <p>4. 不測の混乱を回避するため、「契約を締結する三十日前までに」と規定することを検討してほしい。</p> <p>5. 官民対話・審査期間が30日を超えるような場合には、なるべく早いタイミングで、延長する旨の通知を文書で出すことを検討してほしい。</p> <p>6. 官民対話で懸念が払拭された場合、報告者に対し書面でその旨交付する仕組みを検討してほしい。</p> <p>7. 「当該取引に係る契約を締結する前に」について、日本の親会社と100%出資の海外子会社との間では、技術の提供を伴う取引を行う場合に、社内で機関意思決定のみを行い、契約の締結まで行わない場合が多い。そのような場合、社内の機関意思決定を契約と同等に扱っても問題ないか。</p>	<p>II-1.</p> <p>1. ご指摘を踏まえ、告示案を修正いたしました。</p> <p>2. 及び3. Q&A等の充実を図ってまいります。</p> <p>4. 原案よりも規制を強化することになるため、慎重な検討が必要ですが、運用実態も踏まえつつ、今後の制度見直しの際に考慮してまいります。</p> <p>5. 及び6. 現時点で文書での通知は想定していませんが、官民対話の中で事業者に適切にお伝えしてまいります。</p> <p>7. 取引の当事者間で、当該取引に関する意思決定、合意がなされるタイミングが、ご指摘のような社内の期間意思決定であるとするならば、そのように扱っていただいて問題ありません。</p>
---	--

<p>8. 外為法第55条の8に基づく報告義務を課す場合、「設計」、「製造」及び「技術」の用語の解釈及び許可例外が適用されることを明確にするため、第25条第1項に基づく技術提供であることを告示中に明記してほしい。</p> <p>9. 「専ら検査、試験又は品質保証を可能とする重要管理対象技術の提供を目的とする取引その他これに類する取引」について、実際に「製品」に繋がる技術以外の技術の提供と理解したが、「その他のこれに類する取引」について例示してほしい。また、「品質保証を可能とする取引」には歩留まり改善等の品質改善を可能とする取引も含まれるか。</p> <p>10. ただし書きの「おそれが少ないことが明らかなもの」の「明らかな」の判断基準を例示してほしい。</p> <p>II-2. 経済産業省告示第二号</p> <p>1. 「重要管理対象技術」の定義について、経済産業省がおそれがあるものとして選定したものが掲げられているため、「おそれが生じる技術として次に掲げるものをいう。」に修正してほしい。</p> <p>2.</p> <p>(1) 設計、製造に用いられるにしても、汎用のものは除かれるか。専用技術だけが対象か。</p> <p>(2) 全体の設計、製造技術ではない一部の限定的な技術は除かれるか。</p> <p>(3) 貨物の需要者に提供する納入仕様書は除かれるか。</p> <p>3. 「走査型電子顕微鏡又は透過型電子顕微鏡の設計又は製造に係る技術」の範囲が広いと、対象となる技術を明確にしてほしい。</p>	<p>8. 告示は法25条1項の条文を引用しております。また、許可例外が適用されることを明確化するための告示案の修正も行いました。</p> <p>9. 及び10. ビジネス上の取引の形態は様々であり、一概に規定することは難しいため、個別にご相談いただきたいと考えております。その中で、一般化できる事例があれば、今後、Q&A等により、周知してまいります。</p> <p>II-2.</p> <p>1. 重要管理対象技術は、より広範な技術について時間的経過に伴う軍事転用懸念が存在する中で、厳にリスクの高いものに絞っているものであり、重要管理対象技術に掲げられていない技術におそれが一切無いという誤解を招くため、原案の通りといたします。</p> <p>2. ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、該当する製品に関わらず様々な製品の設計製造に用いられる技術と言う意味であれば対象とはならないと考えられますが、当該製品の製造に不可欠な技術であれば、一部であっても対象と考えられます。納品仕様書についても、その記載内容によって異なると考えられます。いずれにしても、ケースごとに異なるため、個別にご相談をいただくことを推奨します。</p> <p>3. 走査型電子顕微鏡等の設計・製造に不可欠な技術が対象と考えております。製品毎に実態が異なるため、個別にご相談いた</p>
---	---

<p>4. 重要管理対象技術は、日本の企業だけがもっている技術を独自規制することは理解できるが、他国の企業も同じレベルの技術をもっている場合、日本だけが不公平な状況に置かれてしまう。フォーリンアベイラビリティの観点から明確に品目を決めていく必要があると思う。</p> <p>5. 重要管理対象技術のニは対象技術が一つのため、「ニ 電子顕微鏡の設計又は製造に係る技術のうち、走査型電子顕微鏡又は透過型電子顕微鏡の設計又は製造に係る技術」と修正すべき。</p> <p>Ⅲ. 「官民対話スキーム」の趣旨、運用について</p> <p>1. 「官民対話スキーム」の趣旨、運用についての確認</p> <p>(1) 「官民対話スキーム」の目的は、「官民の確実な対話により時間的経過に伴う軍事転用懸念に対応していくことであり、海外への技術移転を止めることが目的ではなく、適切な技術管理の徹底が目的」という理解で良いか。</p> <p>(2) 報告の対象となる技術は「他国が獲得関心を持ち、我が国が不可欠性・優位性を持つ技術のうち、時間的経過に伴う軍事転用懸念があるもの」であり、また「重要管理対象技術のうち、検査、試験などは除かれ、懸念が強い」取引の行為類型が対象となるという理解で良いか。</p> <p>(3) 報告書について、宛先は経済産業大臣、提出窓口は貿易管理部（課室は別途明確に示される）という理解で良いか。</p> <p>(4) 契約の細部が固まっていない段階でも事前相談は可能であり、情報が固まった段階で正式に事前報告を実施するという理解で良いか。</p> <p>(5) 用語の解釈について</p>	<p>だき、一般化できるものがあればQ&A等により周知してまいります。</p> <p>4. 必要に応じて関係国への働きかけを検討していくとともに、そういった動向も考慮しながら、運用や制度見直しを図ってまいります。</p> <p>5. 法的効果は同じであり、カテゴライズによる分かりやすさも考慮し、原案の通りとしております。</p> <p>Ⅲ.</p> <p>1.</p> <p>(1) ～ (4) ご指摘の通りです。</p> <p>(5)</p>
--	---

①「外国法人」、また「外国法人への出資、製造委託その他の事業活動」の定義とは。

②「専ら検査、試験又は品質保証を可能とする重要管理対象技術の提供を目的とする取引その他これに類する取引」とは、製造に付随する技術提供取引であるという理解で良いか。

(6) 官民対話の窓口と運用について、次のような理解でよいか。

・報告書の提出窓口は貿易管理部、対話は対象技術の所管原課が明示され、窓口となる。企業は所管原課に早期に相談・情報提供し、密なコミュニケーションを構築することで、事前報告後の官民対話を円滑なものとするのが望ましい。貿易管理部はこの対話に連携・協力をする。

・企業は契約の30日前までに事前報告を行い、経産省は原則30日以内に何らかの結論を出す。懸念が解消されない場合等には貿易外省令に基づくインフォームを発出することがある。懸念がない、又は懸念が解消された場合には、契約をしても問題ない旨を企業に文書の形で連絡する。

・経産省は、対話期間が延びる見込みの場合には、早めにその旨を延長期間の目途を文書にて連絡する。

(7)「インフォームの発出」は次のような理解でよいか。対話を行う中で、技術流出の懸念が払拭されない場合、又は技術移転に際して条件を付すことが有効な場合は、経済産業大臣は貿易外省令第9条第2項ロ又はハに基づき、報告者に許可の申請をすべき旨の通知を発することがある。

(8)「報告の義務」は、次のような理解でよいか。

・申告漏れに対しては、外為法の輸出者等遵守基準に基づき指導助言、改善命令を実施し、これに従わない場合や悪質な場合

①「外国法人」は「外国法令に基づいて設立された法人」を意味します。「外国法人への出資、製造委託」は例示に過ぎませんが、例えば、日本企業が海外に生産拠点となる子会社を設立したり、外国企業に生産委託をしたりするといったケースを指します。

②ご指摘の通りです。

(6) 事前報告は契約前までとなり、原則として、報告後30日以内に、経済産業省がインフォームの要否を判断することになります。懸念が解消された場合や対話期間が延びる見込みの場合に、文書の形とするかは現時点で決まっておりませんが、官民対話の中で事業者にお知らせすることになります。

(7) ご指摘の通りです。

(8) 本措置については、産構審安全保障貿易管理小委員会の中間報告においても、「悪質なケースを除き、輸出者等遵守基準に基づき、丁寧な指導プロセスによる対応を図るべき」と指摘されており、これは、本措置については、技術移転を禁止するこ

は、外為法第71条第九号に規定に基づき、罰則が科せられる場合がある。

・法規制は一般的には遡及しないので、すでに実施している契約や実際に技術提供を行う時期が施行後であるものは、報告の対象外である。

(9) 報告書の「4 技術の種類、内容」には該当する重要管理対象技術を記載し、「5 取引の概要」には報告時点で判明している情報を記載すればよいか。報告書の記載要領を示してほしい。

2. 運用通達を制定し、スキームの趣旨・目的、運用の全体像を法令の形で示してほしい。

3. 公布前、少なくとも施行前に対象技術について「安全保障貿易管理ガイダンス」に反映してほしい。

4.

(1) 日本の大切な技術流出を抑止するための重要な法令であるため、経済産業省は啓蒙活動に努めてほしい。

(2) 官民対話は法令上に反映されておらず、「報告書の提出を命ずることができない」だけが残ることは不安であり払拭いただきたい。

(3) 官民対話は所管原課の対応が重要であり、適切に対応してほしい。新しい分野は窓口となる原課を示してほしい。

5. 概要資料の6ページの運用イメージは、①官民対話→②事前報告→③インフォームの順であり、所管原課との官民対話は規制内容の範囲ではないと理解。その場合、

・「所管原課」との対話は「事業者・技術を提供する者」が「行わなければならない

とや、事業者を罰することが目的ではなく、丁寧な官民対話を通じて適正な技術流出対策を進めていくことを目的としているためと認識しております。悪質なケースが散見される場合などには、改めて制度の在り方を検討する必要がありますが、まずは、中間報告の趣旨を踏まえつつ、丁寧な運用を行ってまいりたいと考えております。遡及適用が無いのはご指摘の通りですが、施行後、技術提供の前に許可申請を求め通知を行うことはあり得ます。

(9) ご指摘の通りです。記入例などを施行前にHP等で周知するようにしたいと考えております。

2. 及び3. HP等においてできる限り分かりやすく周知してまいります。運用通達の制定や「安全保障貿易管理ガイダンス」への反映については、その必要性を含め引き続き検討いたします。

4. ご指摘のような事業者への啓蒙、不安の払しょく、官民対話の対応等について、丁寧に対応してまいります。そのために必要な情報提供については、HP等への掲載、説明会の実施等により適切に対応してまいります。

5. 官民対話は法的な義務のかかるプロセスではありませんが、官民対話を通じて技術流出の懸念が払拭されているかを確認することが、外為法に基づく許可申請を求め通知を行うか否かの判断において重要な要素となります。そのようなプロセスについては、パブリックコメントの際にもスキ

	<p>い」という法的な規制はないとの理解でよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法的な規制の範囲外である場合、企業側の対応はガイドライン等によって示されるのか。 ・早期に所属原課に相談し、官民対話を開始することが推奨されていることから、省令・告示上も①官民対話→②事前報告→③インフォームになるよう早期の官民対話を促す記述をすべきではないか。 <p>6. 重要管理対象品目に含まれない技術であって、外為令別表に掲載された技術でもない技術を海外に移転・提供する場合（大量破壊兵器及び通常兵器への転用の懸念はないものとする）、我が国が優位性を有する産業分野の技術であったとしても、このスキームでの所管原課との官民対話の対象にはならないとの理解で正しいか。</p> <p>7. 外為令別表16の項に該当の技術を事前報告の対象としているが、リスト規制該当技術の技術移転の場合も対象になるのか。</p>	<p>ームを説明する資料を添付いたしました が、施行後も、本制度の説明について丁寧に対応してまいります。</p> <p>6. 重要管理対象技術については、事前報告を求め、官民対話を丁寧に実施することとしています。それ以外の技術について、本制度に基づく事前報告義務はかかりませんが、一般の産業政策、経済安保政策として、丁寧な対話を行っていくことは重要であると考えております。</p> <p>7. リスト規制該当技術は、本制度の対象とはならず、別途、許可申請の対象となります。</p>
28	<p>1. 告示案「外国法人への出資、製造委託その他の事業活動」について</p> <p>①告示案における取引の行為類型について、具体的に示して欲しい。</p> <p>②「重要管理対象技術」のうち、貿易外省令における「公知の技術及び公知とするための技術」に該当している場合は、事前報告は必要ないと考えて良いか。</p> <p>2. 告示案第2号ロ「炭素繊維及び炭化けい素繊維並びにそれらの製造に用いられるものの設計又は製造に係る技術」について</p> <p>①「プリカーサー」は一般的に前駆体を指すものと考えられるが、告示案における「プリカーサー」の定義をご教示いただきたい。</p> <p>②「プリカーサー」について、それぞれの想定されている構造式、CAS No.等を</p>	<p>1. 事前報告の対象は、重要管理対象技術を提供する場合であり、どのような事業活動に伴って行われるかには抛りませんが、重要管理対象技術は、設計又は製造に係る技術に限定されているほか、ご指摘の「公知の技術及び公知とするための技術」等は対象となりません。なお、公知例外等が適用されることを明確化するための告示案の修正を行いました。</p> <p>2. ①～③「プリカーサー」は一般的に前駆体を指しており、本告示においても同様の意味で使用しております。本告示は炭素繊維及び炭化ケイ素繊維のプリカーサーの製造及び焼成技術について規定しているものであり、特定の物質を指定しているものではございません。</p>

ご教示いただきたい。また今後、貨物等省令のように、該当する化合物の仕様が示される予定があるのか、ご教示いただきたい。

③告示案における「プリカーサー」とはポリカルボシランのみを指し、ジメチルジクロロシラン及びポリシランは含まれないと解して良いか。

3. 告示案第2号ハ「半導体集積回路の製造に用いられるものの設計又は製造に係る技術」について

「レジスト」の定義は、輸出貿易管理令の運用通達における「半導体製造用のレジスト（ソルダーレジストを除く。）であって、レジスト材である樹脂（ベースポリマー）を含む。」と同じという理解で良いか。

4. 概要資料について

産業構造審議会安全保障小委員会中間報告では、事業者からの事前報告を起点として官民対話を実施し、懸念が払拭されない場合はインフォーム発出と記載されているが、本概要資料では官民対話と事前報告の順序が逆転しているように見られる。

①なぜ順序が変更されたのか。

②事前に官民対話を実施し、必要なものに限って事前報告を行うという理解で良いか。

③対話が不十分な場合には、報告を差し戻すこともあり得るのか。

④事前対話の結果、事前報告が不要と合意された場合、事業者には外為法上の義務は免じられると考えて良いか。

5. 告示案第1号の「ただし」以降

①「おそれが少ないことが明らかなもの」については、周辺技術（検査、試験又は品質保証など）であって、インフォーム発出

3.

本告示における「レジスト」については、今後 Q&A 等でも周知いたしますが、レジスト材である樹脂（ベースポリマー）やソルダーレジストを含まないと解していただいかまいません。なお、リスト規制については、輸出貿易管理令の運用通達に記載のとおり「半導体製造用のレジスト（ソルダーレジストを除く。）であって、レジスト材である樹脂（ベースポリマー）を含む。」となりますので、お間違えのないようご注意ください。

4. 本措置に基づく事前報告を契機として、官民対話を確実に実施することができると考えておりますが、事業者の任意により、事前報告のタイミング以前に早期の相談（官民対話）を開始いただくことも可能であり、経済産業省としては推奨しております。この場合、許可申請を求めるインフォームの判断が早期に行われるため、事業者にとっても、ビジネスをスムーズに進めることができるというメリットがあります。なお、事前報告書の提出は別途願います。

5. 改正省令案第9条第2項第7号ロ、二に掲げる「おそれ」が少ないことが明らかな取引については報告の対象外となりますが、ご指摘のような周辺技術の提供を含

	<p>のおそれが少ないことが明らかな取引については事前報告の必要はないという理解で良いか。</p> <p>②また、インフォーム懸念が拭えない場合は、周辺技術の提供を目的とする取引であっても、事前報告の対象となりうるという理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>め、あらゆるケースを一概に整理することは難しいため、個別にご相談いただきたいと考えております。その中で、一般化できる事例があれば、今後、Q&A等により、周知してまいります。</p>
29	<p>今回規制される技術は、「設計・製造」の技術のみで「使用」の技術は対象外と考えて良いか。</p>	<p>ご指摘のとおりです。</p>
30	<p>日本企業のA国現地法人が、海外B国の企業に対し製造委託する場合は報告の対象となるか。</p>	<p>分かりやすい表現をすれば、報告の対象は、日本から海外への技術提供と、国内における居住者－非居住者間の技術提供となります。ご指摘のようなケースについても、製造委託に必要な設計図面を日本本社から提供する場合などは対象となり得ます。個別のケースごとに事情が異なると思われるため、必要があれば具体的なケースについてご相談、ご確認いただければ幸いです。</p>
31	<p>日本企業の海外子会社からの依頼で海外子会社が製造委託している海外企業に対して、製造技術を提供する場合は、報告の対象となるか。※日本企業と海外企業には取引関係はありません。</p>	<p>分かりやすい表現をすれば、報告の対象は、日本から海外への技術提供と、国内における居住者－非居住者間の技術提供となります。ご指摘のようなケースについても、製造委託に必要な設計図面を日本本社から提供する場合などは対象となり得ます。個別のケースごとに事情が異なると思われるため、必要があれば具体的なケースについてご相談、ご確認いただければ幸いです。</p>
32	<p>別表3に掲げられている国以外の報告対象国をもう少し限定してほしい。例えば、「と地域2（と地域3を除く）」も報告対象から除いてほしい。</p>	<p>本措置は、キャッチオール規制の一部として実施するものであり、対象地域もこれと整合しています。</p>
33	<p>CPを届出している企業は報告を免除してほしい。</p>	<p>輸出管理内部規程（CP）の作成・実施をもって直ちに技術流出による長期的な軍事転用懸念が必ずしも払拭される訳ではないため、一律に対象外とすることは想定しておりません。</p>

		<p>なお、告示において「おそれが少ないことが明らかなもの」について対象外としておりますが、あらゆるケースを一概に整理することは難しく、個別にご相談いただきたいと考えております。その中で、一般化できる事例があれば、今後、Q&A等により、周知してまいります。</p>
3 4	<p>技術内容によって、一度報告した技術については以後報告不要としてほしい。</p>	<p>管理対象技術を提供することを目的とする取引に対し事前報告を行っていただく必要がありますが、同一の技術提供を繰り返す行う予定がある場合などは、報告の際にその旨を記載・説明していただくなどにより、合理的な運用になるよう努めてまいります。</p>
3 5	<p>製造委託やライセンス供与を目的としない技術提供は報告対象外として良いか。</p>	<p>事前報告の対象は、重要管理対象技術である設計・製造技術を提供する行為であり、ご指摘のようなケースを含めどのような事業活動に伴って行われるかには掘りません。</p>
3 6	<p>事前に報告した内容に変更が生じた場合には、改めて報告が必要か。例えば、製造委託製品の追加、住所変更。</p>	<p>変更の内容によりますが、新たな技術提供を伴うものでなければ、基本的に報告は不要と考えております。例えば、製造委託製品の追加が、提供済みの技術の範囲で増産をするようなケースと、性能向上のために追加の技術提供を伴うような場合では異なります。</p>
3 7	<p>施行前に契約等が締結済の場合には、報告の対象外として良いか。</p>	<p>遡及適用はありませんが、施行後に新たに行われる技術提供について許可申請を求めるインフォームを行う場合はありますので、具体的にそのような事案がある場合は、任意での報告にご協力いただきたいと思いますと考えております。</p>
3 8	<p>「技術の種類については、他国が獲得に関心を持ち・・・」の他国が獲得に関心を有しているという判断根拠を示してほしい。</p>	<p>安全保障上の観点から、個別具体的なご説明は控えさせていただきますが、産業界から共有いただいた情報を含め、経済産業省が有する情報を総合的に勘案しております。</p>
3 9	<p>「・・・我が国が不可欠性や優位性を持つ技術」の不可欠性や優位性の判断基準をご教示ください。</p>	<p>安全保障上の観点から、個別具体的なご説明は控えさせていただきますが、産業界から共有いただいた情報を含め、経済産業省</p>

		が有する情報を総合的に勘案しております。
4 0	対象技術について、懸念される軍事用途をご教示ください。	一般論として、軍事技術と民生技術の垣根が消失する中で、あらゆる技術がデュアルユース性を有しており、何らかの軍事利用のおそれがあることは否定できません。その上で、今回告示する技術については、一例として、電子部品関連技術については兵器や軍事用通信システム等の部品として用いられるおそれ、繊維関連技術については戦闘機やミサイルの構造部材として用いられるおそれ、半導体関連技術については兵器や軍事用通信システム等に必要な半導体の製造に用いられるおそれ、電子顕微鏡関連技術については兵器や軍事用通信システム等に必要な半導体製造プロセス（検査等）に用いられるおそれ等があると考えております。
4 1	事前報告の対象となる取引の行為類型から、「日本企業の出資比率が過半数に達している現地会社への技術移転」を除いてほしい。	出資比率の確保は、経営のガバナンスを通じて技術管理を強化する上で、一つの重要な要素ですが、これのみにより適正な技術管理が実施され、長期的な軍事転用のおそれが払拭されるとまでは断定できないと考えております。
4 2	施行前に、日本企業から報告対象国所在企業に移転している報告対象技術については、報告不要との理解で正しいか。	施行前に既に移転された技術について、遡及適用はされません。
4 3	告示案第二号ハ(一)について、「248ナノメートルの波長の光」は、1990年代から使用されるようになった露光技術であるが、248ナノメートルの波長の光を報告対象の閾値とされた理由をご教示下さい。	安全保障上の観点から、個別具体的なお説明は控えさせていただきますが、産業界から共有いただいた情報を含め、経済産業省が有する情報を総合的に勘案しております。
4 4	1. 「取引の行為類型については、当面は、現地子会社・合弁会社への製造移転、他国企業への製造委託・ライセンス供与など、他国での製造、製品開発を可能とする技術移転に限定する。」とあるが、告示案から読み取れない。通達等で明示されるのか。	1. 重要管理対象技術の定義として、設計・製造の技術に限定しております。また、いわゆる公知、基礎研究、出願など、現在も許可申請の例外となっている行為については、事前報告の対象外となることを明確化するための告示案の修正を行いました。

	<p>2. 製造委託には、受注生産品の購入は含まないという理解でよいか。定義を示してほしい。</p>	<p>2. 受注生産品の購入が具体的にどのようなケースを指すか必ずしも明確ではありませんが、日本企業が海外企業に発注をするのみであり、日本企業から重要管理対象技術の提供を行わないようなケースであれば、報告は不要です。</p>
4 5	<p>告示案第二号 ハ（二）非鉄金属のターゲット材について、極紫外線を用いて集積回路を製造するための装置に関わるターゲット材が含まれるのか明確にしてほしい。</p>	<p>御質問の「極紫外線を用いて集積回路を製造するための装置に関わるターゲット材」が具体的に何を指すか必ずしも明確ではありませんが、半導体フォトマスク製造に用いるターゲット材を指すとすれば、これを含みます。</p>
4 6	<p>1. 規制対象を明確化するために、可能な範囲で概要資料に記載された行為類型を、告示案に追記してほしい。</p> <p>2. 非鉄金属のターゲット材の製造に必要な技術は、告示案に記載された技術に限るとの理解で正しいか。</p> <p>3. インフォーム発出の判断に要する期間を告示案中に記載することを要望する。</p>	<p>1. 重要管理対象技術の定義として、設計・製造の技術に限定しております。また、いわゆる公知、基礎研究、出願など、現在も許可申請の例外となっている行為については、事前報告の対象外となることを明確化するための告示案の修正を行いました。また、おそれが少ないことが明らかなものも包括的に例外としておりますが、一概に規定することは難しいため、個別にご相談いただきたいと思います。その中で、一般化できる事例があれば、今後、Q&A等により、周知してまいります。</p> <p>2. 報告の対象は、告示に掲げられた重要管理対象技術に限定しております。</p> <p>3. 概要資料のP6に記載しておりますように、事前報告からインフォームの要否の判断まで、原則30日以内とすることを想定しております。他方、取引の内容に応じ、これを超過する場合も想定されますが、そのような場合でも、官民対話を通じ、可能な限り判断に要する期間等の情報提供を行ってまいります。</p>
4 7	<p>1. 告示案にある事業活動の具体的内容をご教示ください。</p>	<p>1. 対象となる事業活動を概要資料のP4に例示しておりますが、ビジネス上の取引の形態は様々であり、一概に規定することは難しいとも考えております。なお、報告の対象は、告示に示された重要管理対象技術</p>

	<p>2. 告示案の一号条文末尾でいう「おそれが少ないことが明らかなもの」か否かを判断するための基準は何ですか？</p> <p>3. 告示二号の各細目でいう「XXの設計又は製造に係る技術」は、単に「XXの設計・製造に関係しうる (usable)」という意味ではなく、「XXの設計・製造に直接関係する (例えば designed for のように)」と考えるが、そのような理解でよいか。</p>	<p>の提供であり、これは、設計・製造の技術に限定されております。</p> <p>2. 「おそれ」が少ないことが明らかなものについて、あらゆるケースを一概に整理することは難しく、個別にご相談いただきたいと考えております。その中で、一般化できる事例があれば、今後、Q&A等により、周知してまいります。</p> <p>3. ご指摘のケースで言えば、「XX」を設計・製造するために必要な技術を指し、XX以外を含む様々な製品の設計・製造に広く汎用的な技術は含まれないため、designed for とのご理解で誤りはないと思います。他方、いずれの技術が designed for に当たるかの判断は、個別のケースごとに異なるため、判断に悩むケースはご相談をいただければ幸いです。一般化できるものについてはQ&A等により周知してまいります。</p>
48	<p>1. 告示案第1号の「外国法人への出資、製造委託その他の事業活動」とは具体的に何か。法令への追記、又は、Q&A、ガイドライン等で明示して欲しい。</p> <p>2. 既に実施され継続している契約についての報告の要否をご教示頂きたい。</p> <p>3. 告示案第1項の「おそれが少ないことが明らかなもの」について、「おそれが少ない」場合とは具体的に何か、法令への追記、又は、Q&A、ガイドライン等で明示して頂きたい。</p> <p>4. 告示案第二号の二「(一) 走査型電子顕微鏡又は透過型電子顕微鏡の設計又は製</p>	<p>1. 事前報告の対象は、重要管理対象技術である設計・製造技術を提供する行為であり、どのような事業活動に伴って行われるかには抛りません。いずれにせよ、個別に不明な点があれば、お問い合わせいただき、可能な限り、Q&A等により周知してまいります。</p> <p>2. 本措置の施行前に行われた技術提供については遡及適用されません。既に海外工場で生産を行っているものの、新製品の図面を提供するなど、施行前に提供されていなかった新しい技術を提供する場合には、事前報告の対象となります。</p> <p>3. 「おそれ」が少ないことが明らかなものについて、あらゆるケースを一概に整理することは難しく、個別にご相談いただきたいと考えております。その中で、一般化できる事例があれば、今後、Q&A等により、周知してまいります。</p> <p>4. 本措置においては、走査型電子顕微鏡等の設計・製造に不可欠な技術が対象と考</p>

	<p>造に係る技術」について、対象技術を明確にして頂きたい。</p> <p>5. 告示案第二号の「情報を適切に管理しない場合」とは具体的に何か、法令への追記、又は、Q&A、ガイドライン等で明示して頂きたい。</p> <p>6. 報告書について、記入例や記入のガイドラインを公表して頂きたい。</p>	<p>えております。製品毎に実態が異なるため、個別にご相談いただき、一般化できるものがあればQ&A等により周知してまいります。</p> <p>5. 第三者への技術流出について適切な対策が講じられないケースを指します。例えば、コア技術を特定してアクセス制限を設けたり、資本比率を高めてガバナンスを徹底したりする等の技術流出対策が適切に講じられているかといった点がポイントとなりますが、事業実態に応じて一律に定めることはできないため、こういった点も含めて官民対話を通じて確認してまいります。</p> <p>6. 報告様式への記入例等については、施行前に当省 HP 等において周知することを検討します。</p>
49	<p>1. NDAを締結して委託の検討を開始する場合、NDAの締結日が報告の基準日になるのか。</p> <p>2. 施行前に締結したNDAに基づいて技術提供をする場合は、当該ルールは適用されないのか。</p> <p>3. 原則として報告後30日以内にインフォームを出すということだが、技術提供の実行の30日前までに報告する必要があるのか。事前報告直後に契約を締結・履行することも可能であり、実効性は担保できるのか。</p>	<p>1. 契約の種類やその内容は様々と考えられるため、一概に回答することは困難ですが、報告対象となる重要管理対象技術の提供について合意、意思決定を行う契約を想定しています。例えば、NDAが交渉内容の秘密保持を約するものに過ぎず、具体的な重要管理対象技術の提供を約するものでなければ、直ちに報告の対象となるものではありませんが、当該NDAの締結により重要管理対象技術の提供が開始されるのであれば報告の対象となります。</p> <p>2. 遡及適用はありませんが、施行後に新たに行われる技術提供について許可申請を求めるインフォームを行う場合はありますので、具体的にそのような事案がある場合は、任意での報告にご協力いただくと幸いです。</p> <p>3. 事業者のビジネス活動を可能な限り円滑化する観点から、経済産業省として原則30日以内に許可申請を求める通知を行うか否かを判断するものであり、事業者側に義務付けているものではありません。ご指摘のような、報告直後に契約を締結・履行するおそれがある場合には、技術流出対策</p>

<p>4. 原則として報告後30日以内にインフォームを出すということだが、30日経過後も貴省がインフォームを出す可能性は留保されているのか。懸念を確認後、インフォームを出さないということを明示していただきたい。</p> <p>5. 例外の「おそれが少ないことが明らか」という要件についてはどのように判断すればよいか。公知の技術や特許公開されている技術等の提供は含まないことなども規定していただけるのか。</p> <p>6. 用いられている用語の解釈は、運用通達や役務通達等に準拠するとの理解でよいか。</p> <p>7. 技術のみなし輸出も報告対象とされているが、例えば、重要管理対象技術の提供を伴う製造委託プロジェクトを進める際に、自社の特定類型該当社員や現地法人社員（非居住者）が関与する場合には、報告対象になる可能性があるのか。その場合、報告基準となる契約締結時はどのように考えればいいのか。</p>	<p>の状況について十分な確認を行うことができないため、直ちに許可申請を求める通知を行う場合があります。ご指摘のようなケースへの懸念は否定されませんが、実際の技術移転は、瞬間的に完了するものではなく、一定の時間的経過の中で継続的に行われる場合が多いと考えており、先ずは、事前報告の後に速やかにインフォームを行うことで、技術移転の完了を防止することができると考えております。他方、ご指摘のような事例が実際に生じる場合には、制度の改正も検討したいと考えております。</p> <p>4. 官民対話の中で事業者にお知らせすることになります。</p> <p>5. 「おそれが少ない」取引について、あらゆるケースを一概に整理することは難しく、個別にご相談いただきたいと考えております。その中で、一般化できる事例があれば、今後、Q&A等により、周知してまいります。その上で、貿易外省令9条2項9号のいわゆる公知例外については、本措置においても事前報告の対象外であり、当該趣旨を明確にするため、告示案の修正を行いました。</p> <p>6. ご指摘のとおりです。必要があれば、今後も、通達、Q&A等の充実を図ってまいります。</p> <p>7. 契約の形態は様々であり、一概に規定することは困難ですが、当該技術提供について当事者間の合意、あるいは、社内で機関決定するタイミングと考えております。判断に悩む場合は、個別のケースについてご相談いただけると幸いです。</p>
---	--

<p>8. 自社の子会社への提供も報告対象と言うことでよいか。</p> <p>9. 報告義務に対する罰則が軽いのではないか。</p>	<p>8. ご指摘の通りです。</p> <p>9. 本措置については、産構審安全保障貿易管理小委員会の中間報告においても、「悪質なケースを除き、輸出者等遵守基準に基づき、丁寧な指導プロセスによる対応を図るべき」と指摘されており、これは、本措置の目的が、技術移転を禁止することや、事業者を罰することが目的ではなく、丁寧な官民対話を通じて適正な技術流出対策を進めていくことを目的としているためです。悪質なケースが散見される場合などには、改めて制度の在り方を検討する必要がありますが、まずは、中間報告の趣旨を踏まえつつ、丁寧な運用を行ってまいりたいと考えております。</p>
--	--